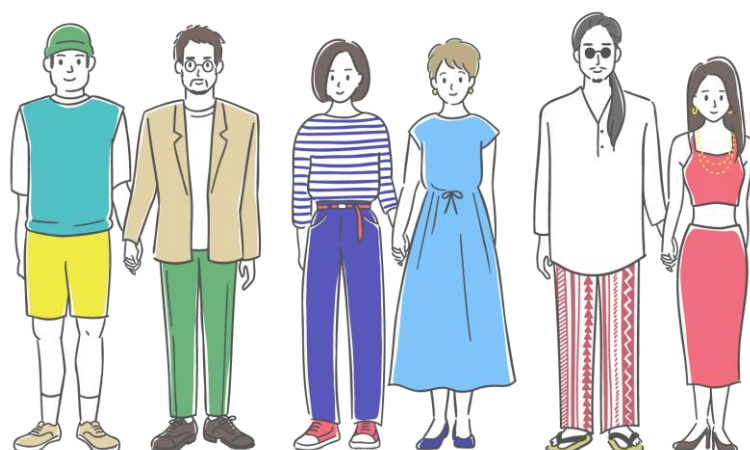


多様な性を理解するための
職員サポートブック

～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～



令和7年6月

甲府市

はじめに

本市では、平成15年3月に制定した「甲府市男女共同参画推進条例」において、「性別にかかわらず、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現」を目指しております。

また、令和3年度に開催した「日本女性会議2021 in 甲府」において話し合われた課題や意見、令和4年度の「こうふまちづくりラウンジ」からの提言などを踏まえ、令和5年3月に策定した「第4次こうふ男女共同参画プラン」では、多様性を意識し、新たにキャッチフレーズとして「あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち」を設ける中で、「多様な性に関する理解の促進と性的マイノリティの人が暮らしやすい環境づくり」を新たな施策として掲げ、講演会やパネル展を開催するなど、多様な性についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに取り組むこととしています。

国内においても、社会における性の多様性についての理解促進や制度の整備への取組が進められており、令和5年通常国会において、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現のため、「LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）」が可決、同年6月に同法が公布、施行されました。

こうした近年の動向を踏まえ、職員が性の多様性を理解し、自分自身も含めた一人ひとりの性を尊重した言動や接遇につなげることができるよう、サポートブックを作成しました。

日々の業務や職場研修の資料として活用していただければ幸いです。

目次

1 基礎知識.....	1
1-1 性を構成する要素について.....	1
1-2 L G B T Qとは	2
1-3 S O G I とは.....	3
2 市民への対応	4
2-1 来庁者への対応	4
2-2 相談業務での対応.....	6
2-3 性別欄の取扱い	6
2-4 公共施設利用における対応.....	8
3 職場内での対応.....	9
3-1 差別的言動の禁止.....	9
3-2 日常会話にも配慮を	9
3-3 プライバシーの保護	9

3-4 カミングアウトとアウティング	10
3-5 アライ（A l l y）について	10
4 パートナーシップ宣誓制度について	11
4-1 山梨県パートナーシップ宣誓制度	11
5 本市のパートナーシップ宣誓制度の運用について	12
6 相談窓口・当事者団体	13
6-1 専門相談	13
6-2 専門相談以外	13
6-3 当事者団体	14
7 用語集	15
8 参考資料	18



1 基礎知識

1-1 性を構成する要素について

性のあり方（セクシュアリティ）は、その人らしさや生き方に関わる重要な概念です。一人ひとりの性のあり方は、主に4つの要素の組み合わせで成り立っていると考えることができます。

●法律上の性

出生時に医学的な判断により割り当てられ、戸籍に記載される性別

●性自認

自分の性別をどのように認識しているのか、どのような性別に帰属意識を持続的に持っているか

●性的指向

恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか、向いていないか

●性表現

服装や髪形、言葉遣い、しぐさ等自分の性別をどう表現するか

LGBT 理解増進法



「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」令和5年6月23日公布・施行

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

1-2 L G B T Qとは

性のあり方は多様で、一人ひとりがおもつ個性といえます。その中でも、性のあり方が少数派の人々を性的マイノリティ（性的少数者）といい、代表的な5つの言葉の頭文字から「L G B T Q」と呼ぶことがあります。

L	Lesbian（レズビアン） 同性に性的指向が向く女性
G	Gay（ゲイ） 同性に性的指向が向く男性
B	Bisexual（バイセクシュアル） 同性も異性にも性的指向が向く人
T	Transgender（トランスジェンダー） 出生時に割り当てられた性とは異なる性自認をもつ人
Q	Questioning（クエスチョニング） 性的指向や性自認が分からない、決めていない人 Queer（クィア） 性のあり方がどの属性にも属しない、 または包括的なものとする人

性的マイノリティの割合

人の性のあり方は、見た目だけでは分からないことが多いため、性的マイノリティは身近に「いない」「あったことがない」と思っている人も多いでしょう。しかし「気づいていないだけ」かもしれません。

国内で行われた民間や自治体での調査等によると、性的マイノリティの割合は人口の**3%～10%程度**という結果が出ています。この数値からも実際にはとても身近な存在と想定されます。

甲府市の人口に換算すると・・・ ■3% → 5,552人（推定）

■10% → 18,506人（推定）

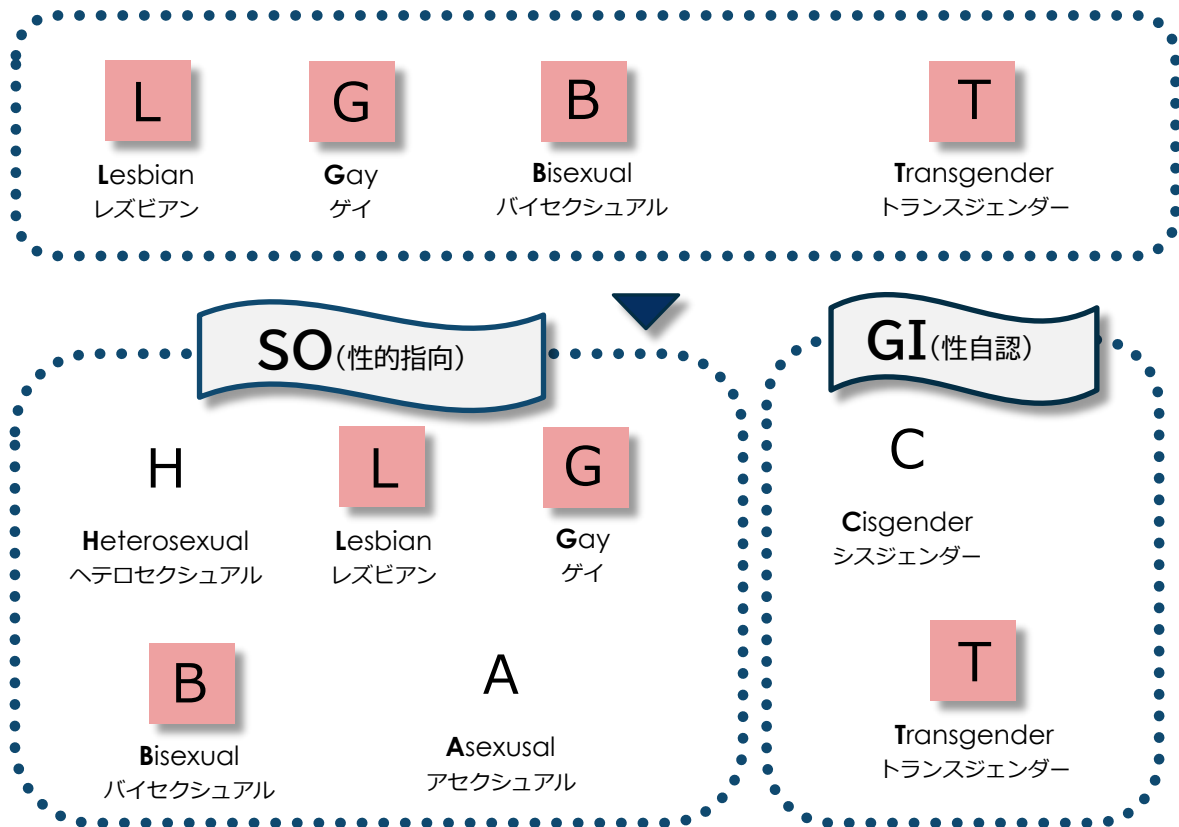
（甲府市の人口185,056人：令和5年12月1日現在）

1-3 S O G I とは

性的指向 (Sexual Orientation) 及び性自認 (Gender Identity) の頭文字をまとめて、「S O G I」(ソジ・ソギ) と表現されます。

「L G B T Q」は「S O G I」のうちの一部を表しているに過ぎません。性的指向や性自認は、全ての人に関わることであり、異性愛も多様な性的指向のうちの一つ、戸籍の性に違和(ずれ)を感じないことも多様な性自認の一つといえます。

そのため、「L G B T Q」という人々を対象とするのではなく、「S O G I」という全ての人に存在する性の構成要素に着目し、全ての人々の性的指向・性自認を尊重することが大切です。





2 市民への対応

公務に従事するにあたって、「SOGI」に配慮することは、ジェンダー平等や人権の観点からも重要です。「SOGI」に関する困りごとは人それぞれで、対応方法は一つでないため、相手とのコミュニケーションを図ることが大切です。普段から「SOGI」に関しての理解を深め、どのような対応を求められるかを考えることが重要です。

2-1 来庁者への対応

業務上知り得た名前や性別に関する情報は、個人情報であり守秘義務があります。また、性別記載のある書類をはじめ、婚姻歴や性別・名前の変更履歴の分かる書類などを、人の目に触れる場所に置かないようにするなど、取り扱いに気をつけましょう。

本人が、自身の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）を提示した際に、記載された性別と外見等の性別が一致しない場合もあることを念頭におきましょう。必要以上に見比べたり、繰り返し聞き返さない、周囲の人に聞こえるように大声で確認しないなどの配慮が必要です。また、公的書類と違う通称名を使っている場合もあります。書類だけではなく、本人の説明をよく聞きましょう。状況に応じて、プライバシーの確保にも留意する必要があります。

対応例

■ 書類の確認をするとき

《POINT》

- ▶ 氏名は口に出さないようにし、書類の指差し等で行う。
- ▶ 性別の確認に固執することなく、生年月日や住所等他の方法で確認する。

✕ 「男性（女性）でよろしいですか。」

○ 「この書類（内容）で間違いありませんか。」
「こちらでよろしいですか。」

■ 窓口で呼び出すとき

《POINT》

- ▶ 周囲に性別が判明しないよう、番号や名字で呼ぶ。

✕ 「甲府 太郎 様」

○ 「△△番の方」または「甲府 様」

■ 電話対応

《POINT》

- ▶ 声が高いから女性、低いから男性と決めつけない。
- ▶ 不必要に性別を答えさせるような質問をしない。

■ 家族や関係性について話したり確認するとき

《POINT》

- ▶ 性別や関係を決めつけるような表現を避ける。
- ▶ パートナーが異性であるとは限らないことを念頭に置く。
- ▶ 行政サービスの提供に必要な範囲を超えて関係性等を詮索しない。

✕ 夫、妻、ご主人、奥様

○ パートナー、お連れ合い、（配偶者）

✕ お父さん、お母さん

○ 保護者の方、御家族の方

✕ 息子さん、娘さん

○ お子さん

2-2 相談業務での対応

労働、教育、DV、児童虐待、生活困窮などの各種相談には、性的指向や性自認に関連した相談が寄せられることが想定されます。

相談者は、相談員が性の多様性を理解することは難しいと感じて、本当のことを話さない、話しにくいような場面があります。このため、相談員は、性の多様性に関する知識を深め、普段から性別を決めつけない対応を心掛けるとともに、固定観念や先入観にとらわれず話をよく聞き、誠実に対応することが大切です。

状況によっては、どう対応すればよいか迷っていることを率直に伝えるなど、共に考える姿勢を示すことが誠実な対応となります。

また、相談内容によっては、庁内の相談窓口相互に連携を図るとともに、専門家の意見を求めることや、県や様々な団体等の相談窓口につなげることも検討しましょう。その場合、アウトティング（P9参照）に注意し、必ず本人の了承を得てから引継を行うことや多重確認をしないような配慮をしましょう。

2-3 性別欄の取扱い

性別欄がある書類（申請書、届出書、アンケート、証明書、通知書等）については、見直しを検討しましょう。法的に義務付けられたものなど市の裁量で判断できないものを除き、性別記載を必要とする合理的理由を確認し、必要性がないと判断される場合は削除しましょう。新しい様式を作成する場合も同様です。

性別欄が必要と判断される場合も、書類の目的や必要とする性別情報等に応じて、多様な性のあり方が前提とされているか記載方法を見直しましょう。

性別記載を必要とする合理的理由の例

- ・統計上の必要性（性別による分析等）
- ・男女共同参画推進上の必要性（女性登用の状況等）
- ・医療上の必要性（医療のための性別情報把握等）
- ・その他施策の実施にあたり必要と認められる場合など



【見直し方法】

■手順1

法的に義務付けられたものや、業務の性質上必要なものを除いて性別欄を廃止する。

■手順2

検討の結果、性別欄が必要な場合（申請者等が記入する様式の例）

▶可能な限り自由記載方式

例1 性別（ ）

▶自由記載が難しい場合は、男女の二択以外の選択肢なども検討

例2 ①男性 ②女性 ③自由記載（ ） ④回答しない

▶戸籍上の性別を記入するよう付記する

例3 性別（ ）

※統計上必要であるため、戸籍上の性別を記入してください。

市民の理解度は？



令和4年8月、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、「第3次こうふ男女共同参画プラン」の進捗状況や施策を効果的に推進していくほか、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に「甲府市男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

- * 調査対象 甲府市在住の18歳から75歳までの方（2,000人）
- * 回収状況 544人（回収率：27.2%）

Q 次の言葉を知っていますか？

言葉も内容も知っている 言葉は知っている 知らない 無回答

■LGBT・LGBTQ（性的マイノリティ等）



■パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度



回答者数 = 544

2-4 公共施設利用における対応

トイレや更衣室の使用等、性自認に基づいて施設利用を求められることがあります。戸籍上の性別以外で施設利用の申出があった場合は、本人の意向をなるべく尊重した対応が望まれますが、一方で、他の利用者への配慮も必要となります。本人の希望を踏まえるとともに、利用者や施設の現状に応じて個別に検討しましょう。

■トイレの利用

トイレの利用については、性別の区別のない多目的トイレの利用を含めた選択肢を示す対応が考えられます。ただし、多目的トイレの使用を強制することは、相手に不快感を与える上に、差別的な対応でもあることから、強制することのないよう留意しましょう。

多目的トイレがない場合でも、本人の希望を聞き取った上で、事情を説明し対話をしましょう。希望の実現が難しい場合でも、すぐに「対応できない」と示すのではなく、現場の状況に応じて、「利用時間帯の調整」や「別階層への案内」などの代替案を本人と一緒に考えましょう。他の利用者との調整が必要な場合は、意図せぬアウティングにつながらないように、本人の希望を確認してから行ってください。

■更衣室の利用

更衣室内に仕切りを設ける、利用時間をずらす、空いている部屋を更衣室として使用してもらおう等、状況に応じてできる範囲で対応を行いましょう。

○経済産業省におけるトランスジェンダーの施設利用に関する最高裁判所判決

トランスジェンダーで、戸籍上は男性だが女性として生活する経済産業省の50代職員が、庁舎で女性トイレの使用を制限されているのは不当として国に処遇改善などを求めた訴訟で、最高裁判所は令和5年7月、国の対応について「裁量権の範囲を逸脱し違法」とし、制限を不当と判断した。

【判決要旨】

- ・職員が一部の女性トイレを使い始めてからもトラブルが生じなかったことなど具体的事情を考慮した上で、「女性トイレを自由に使用した場合にトラブルが生じることは想定し難い」と判断し、制限について「他の職員への配慮を過度に重視し、著しく妥当性を欠く」と結論付けた。
- ・補足意見で「職場の規模や人間関係など事情はさまざまで、一律の解決策になじむものではない」と指摘した。

最高裁令和3(行七)285号 R5.7.11 判決



3 職場内での対応

働きやすい職場とするためには、差別やいじめ、ハラスメントがないことが大切です。SOGIの問題にかかわらず、意図しない態度や言葉が、相手にとってハラスメントになりえるということを十分留意する必要があります。

3-1 差別的言動の禁止

「ホモネタ」「レズネタ」等の差別的表現は、たとえ職場の雰囲気や和ませるジョークのつもりでも、使ってはいけません。当事者や親族の中に性的マイノリティがいる方にとっては、大きな精神的苦痛となります。



差別的表現の例

ホモ、レズ、おかま、おなべ、オネエ、あっち系、ノーマル、アブノーマル

※「ホモ」「レズ」という言葉は「ホモセクシュアル」「レズビアン」の単なる省略形ではありません。同性愛者に対する侮辱的意味で使われていたため、一般的には差別表現にあたります。

3-2 日常会話にも配慮を

固定的な性別役割分担意識を前提とした日常会話は、相手の価値観を否定することにもなりかねません。また、恋愛や結婚を話題にすることはプライベートに他人が踏み込むという意味においても不適切です。さらに、恋愛や結婚すること、それが男女間のものであることを前提とした会話では、性的マイノリティに苦痛や不快感を与えることにつながります。無意識のうちに自分の価値観を押し付けるような会話にならないように注意しましょう。

3-3 プライバシーの保護

部下や同僚から、性的指向や性自認等に関する相談を受けた場合は、本人の話を真摯に受け止め、個人情報として慎重に取り扱うなどプライバシーに配慮するとともに、管理職や周囲との情報共有が必要と思われる場合でも、本人の意向を最優先し、必ず本人の同意を得たうえで行うことを徹底する必要があります。

3-4 カミングアウトとアウトティング

カミングアウト

公にしていない自分の性的指向や性自認などに関することを他人に伝えることをいいます。カミングアウトを受けた場合は、プライバシーに配慮しつつ、本人の話をしっかり受け止める必要があります。また、そのカミングアウトは職場上のものなのか、プライベートの友人関係などの中でなされたものなのかを判断する必要があります。

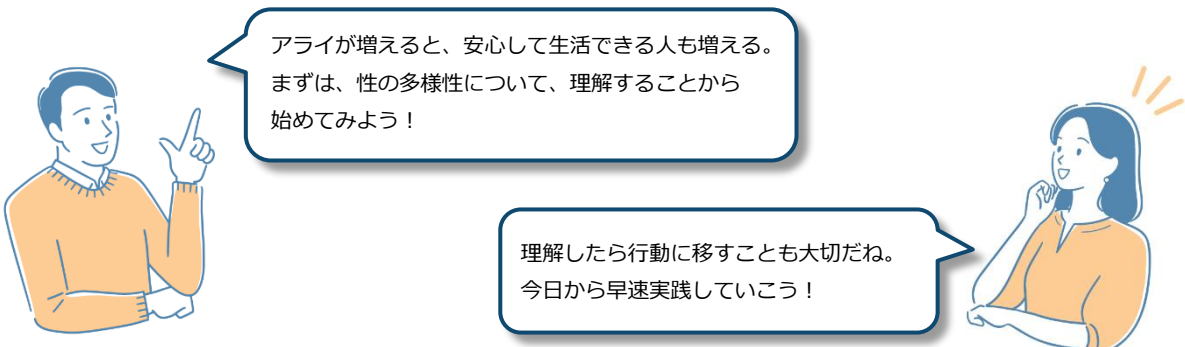
アウトティング

公にされていない他人の性的指向や性自認などを、本人の同意なく第三者に伝える（暴露する）ことをいいます。アウトティングはプライバシーの侵害であり、深刻な事態を招くおそれがあります。たとえ、相手を思っただけの行動だったとしても、本人の人権、人格、尊厳を著しく傷つける行為となり、最悪の場合は本人の命に関わることにもつながりかねません。

3-5 アライ（ALLY）について

アライ（Ally）

「性的マイノリティの方々に寄り添う人、理解者、支援者」のことをいいます。性の多様性に起因する問題は、「理解不足による差別や偏見」によって性的マイノリティの方々の困難や不安につながることが多くなっています。正しい知識をもつことや支援する気持ちを表すことが、性的マイノリティの方々の困難や不安を解消する手助けとなります。





4 パートナーシップ宣誓制度について

双方またはいずれか一方が性的マイノリティである 2 人が相互の協力により継続して共同生活を営むパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を受領したことを証明する制度です。

この制度は、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方の生活上の困難を少しでも取り除くことを目指し、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう応援するものです。

4-1 山梨県パートナーシップ宣誓制度

山梨県では、「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」に基づき、性の多様性を認め合い、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けた取組を進めています。

多様な性への県民理解の浸透を図り、性的マイノリティの方々がパートナーとともに充実した生活を営むための一助とするため、令和 5 年 11 月より「山梨県パートナーシップ宣誓制度」を導入し、宣誓者に「山梨県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

問い合わせ先

山梨県 総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課

住 所 : 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

電話番号 : 055-223-1358





5 本市のパートナーシップ宣誓制度の運用について

本市におきましては、令和6年1月4日から「山梨県パートナーシップ宣誓制度」を活用し、パートナーシップ宣誓制度の運用を開始することとしました。

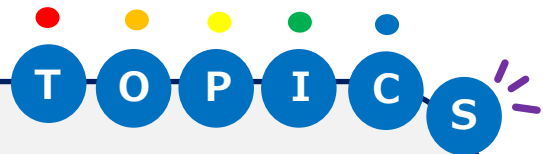
1月4日から「山梨県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示により、提供を開始する行政サービスとして、

- ・「市営住宅の入居」
- ・「市立甲府病院における面会、緊急時の連絡、病状説明」
- ・「住民票の続柄を「同居人」だけではなく「縁故者」も選択可」

の生活に関連が深いサービス3件を選定しました。

今後も、行政サービスの拡大に向けた検討を行うとともに、山梨県や県内市町村とも連携をする中で、「多様な性」について正しい認識と理解を促進し、だれもが自分らしく暮らしやすい社会の実現を目指します。

第4次こうふ男女共同参画プラン
(令和5年3月)への位置づけ



基本目標 I あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

重点目標 I - 1 人権尊重の実現と意識の醸成

多様な性に関する理解の促進と性的マイノリティの人が暮らしやすい環境づくり

性的指向・性自認に関すること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景として、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このような問題についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

数値目標

【成果指標】 施策の総合的な実施によって達成される、本計画全体に対して設定する指標

目標指標名	R4年度実績値	R9年度目標値
LGBT・LGBTQ（性的マイノリティ）という用語の内容の理解度	50.2%	60%以上



6 相談窓口・当事者団体

6-1 専門相談

よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

相談料・通話料は無料です。どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。性的マイノリティの相談は、ガイダンスに沿って#4を押してください。

TEL：0120-279-338

FAX：0120-773-776（通話による聞き取りが難しい方）

LGBTQ+いのちの相談窓口（プライドハウス東京）

LGBTQ+当事者やそうかもしれない人、または、その家族や友人、職場・学校関係者等で、死にたいほどつらい気持ちを抱える人、もしくは、普段の生活の中で、何らかの困りごとや悩み、生きづらさを抱える人が対象。年齢制限なし、相談支援はすべて無料。オンラインでも対応しています。

詳しくはこちら▶<https://pridehouse.jp/legacy/counseling>

6-2 専門相談以外

法務局

毎日の暮らしの中で起こる様々な問題について、相談を受け付けています。

みんなの人権110番：0570-003-110（全国共通）

子どもの人権110番：0120-007-110（全国共通・通話料無料）

女性の人権ホットライン：0570-070-810（全国共通）

相談時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

甲府市市民部人権男女参画課

○人権相談

人権に関する問題全般

TEL : 055-237-5120

相談時間 : 平日午前8時30分～午後5時15分

○女性総合相談室

女性が抱える悩み全般 (DV (ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、家庭や家族の悩み、自分自身の悩みなど)

TEL : 055-223-1255

相談時間 : 平日午前9時～正午、午後1時～4時 (金曜日は午後7時まで)

6-3 当事者団体

CoPrism (こぷりずむ)

甲府市を中心として、多様な性のあり方について、発信し、どんな性を生きる人であっても、自然体で過ごせる場所を増やしていくことを目的とした団体。



詳しくはこちら ▶ <https://coprism.jimdofree.com/>



団体キャラクター「レイン坊」



7 用語集

(五十音順)

用語	意味
アウトティング (Outing)	本人の承諾なく、その人が性的指向や性自認などを他の人に 暴露する行為、命に関わるおそれもある。
アセクシュアル (Asexual)	性的欲求が他者に向かない人
アライ (Ally)	性的少数者や性的少数者の活動に対する理解者、支援者、応援者のこと、Alliance (同盟・提携) が語源
アロマンテック (Aromantic)	恋愛感情が他者に向かない人
エックスジェンダー (Xgender)	性自認が男性・女性に当てはまらないと感じている人 自身の性別を、中性・両性・無性・不定性等と表現する人たちもいる。
カミングアウト (Coming out)	自分自身の性的指向や性自認を表明すること
シスジェンダー (Cisgender)	性自認の性別と生物学的な性が一致している人
ジェンダー (Gender)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) という。


用 語	意 味
性自認 (Gender Identity)	自分の性別をどのように認識しているのか、どのような性別に帰属意識を持続的に持っているか、という自己認識のこと
性的指向 (Sexual Orientation)	恋愛・性愛がどの性別を対象とするか、しないかを示すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、他者に向かない無性愛などがある。
性的マイノリティ	性的少数者、セクシャルマイノリティともいう。性的指向、性的自認などの性の領域に関して社会的に少数派のこと。LGBTQは、性的マイノリティのうち代表的なカテゴリーの英語の頭文字をとって作成された言葉で、Lesbian（レズビアン）は同性に性的指向が向く女性、Gay（ゲイ）は同性に性的指向が向く男性、Bisexual（バイセクシュアル）は同性にも異性にも性的指向が向く人、Transgender（トランスジェンダー）は出生時に割り当てられた性とは異なる性自認をもつ人等を意味する。Qは2つの意味を持ち、Questioning（クエスチョニング）は性的指向や性自認が分からない、決まっていない人等、Queer（クィア）は伝統的・社会的規範に当てはまらない多様な性のあり方等を意味する。
性同一性障害 (Gender Identity Disorder)	出生時に割り当てられた性別に不快感、違和感などを持ち、身体を変え、反対の性で生きることを強く望む状態につけられる診断名。国際的な分類では「性別違和」や「性別不合」と呼ばれる。
生物学的な性 (Sex)	外性器（見かけ）や内性器、性染色体（X染色体・Y染色体）、性腺などによって決定される性別 主に医師によって判断され、戸籍上の性別として登録される。

用 語	意 味
セクシュアリティ (Sexuality)	性のあり方のこと 構成する要素として「生物学的な性」、「性的指向」や「性自認」などがある。
SOGI	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をまとめて、SOGI（ソジ・ソギ）と表現される。性的少数者もそうでない人も含めて、全ての人が多様な性の当事者であることに焦点を当てた言葉
トランス女性	出生時に割り当てられた性別が男性で、性自認が女性の人 MtF（Male to Female）という場合がある。
トランス男性	出生時に割り当てられた性別が女性で、性自認が男性の人 FtM（Female to Male）という場合がある。
ノンバイナリー (Nonbinary)	男性か女性のどちらかという二分法に当てはまらない 性自認（または性表現）を持つ人
パンセクシュアル (Pansexual)	男性・女性の性別にこだわらず、性的指向が、すべての性のあり方の人に対して向かう人 全性愛と訳される。
ヘテロセクシュアル (Heterosexual)	異性愛者 性的指向が異性に向いている人



8 参考資料

- ・山梨県（2023）「企業向けLGBTQ+に関するパンフレット 多様性が尊重される職場環境を目指して」
- ・東京都（2020）「職員のための性自認及び性的指向に関するハンドブック」
- ・文京区（2021）「性自認および性的指向に関する対応指針～文京区職員・教職員のために～」
- ・新宿区（2022）「新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブック」
- ・静岡県（2021）「県職員のためのふじのくにレインボーガイドブック～性の多様性を理解し、行動するために～」
- ・静岡市（2020）「多様性を尊重し合い、より豊かな社会へ にじいろBOOK しずおか」
- ・長崎県（2020）「多様な性への理解と対応ハンドブック～ちがいが尊重される長崎県をめざして～」
- ・愛知県（2023）「あいちにじいろハンドブック～性の多様性への理解を深めるために～」



多様な性を理解するための職員サポートブック
～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～



担当：甲府市 人権男女参画課 人権係

令和6年1月 作成

令和7年6月 改定

